

平成27年第4回(6月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成27年6月15日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成27年6月15日 午前9時00分開会

- | | | |
|--------|----------------------------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第24号 | 川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて |
| 日程第2 | 議案第25号 | 川南町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第26号 | 平成27年度川南町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第27号 | 平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第28号 | 平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 議案第29号 | 平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 請願第 1号 | 「集団的自衛権」に関わる法整備に反対する意見書の提出を求める請願書 |
| 日程第8 | 議員派遣の件について | |
| 日程第9 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について | |
| 日程第10 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 追加日程第1 | 発議第 2号 | 「集団的自衛権」に関わる法整備に反対する意見書について |

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 福岡 仲次 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 河野 英樹 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	清藤 荘八 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	押川 義光 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	山本 博 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	谷村 裕二 君		

午前9時00分開会

○議長（川上 昇君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。 全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....
午前10時05分再開

○議長（川上 昇君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第24号、「川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて」

日程第2 議案第25号、「川南町介護保険条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。

本、2議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○議員（税田 榮君） 総務厚生常任委員会に付託された議案等について、その審査経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第24号「川南町子どもの医療費助成に関する条例を定める」については、乳幼児まで助成している医療費助成を18歳まで拡大することで保護者の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てやすい環境の向上をめざすものです。乳幼児に対しては今までと同じ、1診療報酬明細当たり300円を超えた額を助成、小学校から18歳までには、18歳の誕生日が過ぎた年の3月31日までで1診療報酬明細当たり1,000円を超えた額を助成するものです。

審査の中で、県外で受診した場合の質問がありましたが、その場合は一旦全額支払いしてもらい、その後に応分の返金をするとのことでした。実施時期は平成27年9月1日からです。

議案第24号は、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第25号「川南町介護保険条例の一部改正」については、国の低所得者の第1号保険料軽減強化に関する改正に伴い、保険料年額の3万1800円を、平成27、28年度は2万8600円とするものです。改正前の基準額50%を45%にしこの階層の保険料を5%軽減するものです。これにより川南町民で約1,000人の対象者がでるとのことでした。

議案第25号は、原案どおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第24号 「川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて、賛成討論をします。

地方自治体の責務は、住民の福祉や暮らし、教育・安全を守ることです。

議案第24号は、子どもの医療費助成を18歳まで拡充し、保護者の負担軽減と子どもを産み育てる環境の向上のために提案されました。本町議会でも1990年代から対象年齢の拡大、償還払いでなく、現物給付制病院窓口での無料への改善など要望され、実施をみてきました。

今回就学前から更に中学、高校卒業まで拡大するのは町民の切実な要望に応えるものです。子どもが病気をしても、お金の心配なく医療を受けられるようにしてほしい親の切実な願いです。

子育て世代に安心を与える制度として確立してほしいと再三要求してきた者として賛成討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終ります。

これから議案第24号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

全員が起立であります。

従って、議案第24号 「川南町子どもの医療費助成に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号 「川南町介護保険条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第25号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第25号「川南町介護保険条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第26号 「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

日程第4、議案第27号 「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第5、議案第28号 「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第6、議案第29号 「平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

以上4議案を一括議題とします。

本、4議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○議員（税田 榮君） 議案第26号「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」につきまして報告いたします。

総務課関係では、財産管理費委託料 432 万円は公共施設等総合管理計画を策定するための計上です。公有財産購入費 340 万 3000 円は旧川南消防分遣所跡地の土地建物を消防団第1部の機庫として取得するための計上です。電子計算費 275 万 6000 円は社会保障・税番号制度に対応の電算システム改修委託料です。

積立金 7800 万円は財政調整基金 300 万円と、ふるさと振興基金 7500 万円を合わせたものです。意見としてふるさと納税制度がいつまで続くか、川南町の産物が売れるのは良いが期間限定や安定化が必要であるなどの意見が出されました。また、平成 27 年 4 月と 5 月で 2199 件 4662 万 4025 円のふるさと納税があったと報告されました。

町民健康課関係では、委託料 709 万 6000 円、使用料及び賃借料 78 万円は 15 年以上経過した健康管理システムが現状にそぐわないとして更新するものです。

まちづくり課関係では、広報費として動画も可能なカメラ 1 台 27 万 3000 円を購入と、AED 6 台を購入するとのことでした。AED は 6 か所の自治公民館に配置し、180 万円です。

福祉課関係では、主なもので臨時福祉給付金に関する経費 3054 万 1000 円の計上です。そのうちシステム導入の委託料 124 万 8000 円、給付金 2760 万円です。障害福祉費のうち 106 万 2000 円は障害者サービスの支払い業務のみのシステムを審査部分まで拡充するためです。

児童福祉総務費は 788 万円で、主なものは子育て世帯臨時特例給付金 720 万円です。

児童措置費の920万9000円は、他町に本町の児童が保育所等に入所した場合の扶助費です。保育所費1062万9000円は、主なもので中央保育所の蛍光灯をLEDの照明器具に改修するための費用です。また電気料金はLEDにすると年間約16万円の減額だそうです。災害時の蛍光灯の破片飛散防止のためでもあります。

監査委員費の備品購入費23万4000円は2台のパソコン購入分です。

総務厚生常任委員会に付託されました議案第26号は、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○議員（内藤 逸子君） 文教産業常任委員会に付託されました議案についてその審査経過と結果についてご報告申し上げます。本委員会に付託されました議案は、

議案第26号 「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

議案第27号 「川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第28号 「川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第29号 「川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」

についての4議案です。

6月10、11日において関係課の職員の出席を求め、現地調査を行い、提案理由・補足説明を受け質疑を行い慎重に審査を行いました。議案第26号、27号、28号、29号4議案ともに全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第26号「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」については、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7994万1000円を追加し、予算の総額を71億5694万1000円とするとともに、地方債の補正を行うものです。

産業推進課関係は、園芸振興費として国内生産が少なく手間がかからない新たな産地確立のために、実証補助金として苗代購入に対して3分の1の補助として、オリーブ54万9000円、ブルーベリー50万円の計上です。

川南町茶生産環境向上対策事業に300万円、茶価格の低迷に対して、被覆資材及び農薬を導入する場合、購入額の3分の1の補助です。

畜産業費の口蹄疫埋却地再生活用対策事業は今年度が最終年度となり、設計委託料40万円を計上し再整備するもので、設計委託料は当初予算と合わせると200万円です。工事請負費は当初で5000万円の予算計上です。

農地費の農地中間管理事業補助金（10分の10）500万円計上、これは農地中間管理機構が農地を貸したい方から農地を借り受け、まとまった農地が必要な人へ貸し付ける事業です。野田地区で取り組んでいます。

商工業振興費の報償費100万円は、川南町企業立地促進条例第3条第1項第1号に基づくもので、宮崎森林発電所が山有工場跡地を年間488万円で借りているものについて、工場等用地及び施設賃借料金助成金、賃借した額が年間100万円を超えるときは100万円の助成

をするものです。

観光費の消耗品 40 万円は、町内で宿泊し、キャンプする団体に対して町内特産品の PR として 1 団体 2 万円 20 団体へ行うものです。

工事請負費 436 万 9000 円は、伊倉浜自然公園維持補修工事、サーフィンセンター避難誘導灯設置工事、屋外トイレ撤去 3 箇所、足洗い場 1 箇所新設、遊歩道の修復等です。

土木費は、1 億 203 万円の計上で坂ノ上・伊倉線舗装打換え工事外 4 件 2680 万円、中里・野田原線道路改良工事 2000 万円、塩付・長岡線舗装打換え工事 1600 万円、白坂住宅外壁塗装工事等 1240 万円です。

教育費は、7647 万 6000 円の計上で小学校 3 校の屋内運動場照明器具等耐震補強工事外 689 万 6000 円、両中学校の屋内運動場照明器具等耐震補強工事 3560 万 8000 円です。この工事に際しては、「学校側の希望しか聞いてない。」「地域住民の利用状況を踏まえ、工期が決まったときには、学校事務室は利用者に対して使えない時期のお知らせと、工期を重ねないよう業者への指導をお願いしたい」との意見がありました。文化財保護費 420 万円は、川南湿原防犯カメラ 7 台関連の予算です。学校給食共同調理場のオゾン水製造装置改修工事 757 万 1000 円です。

議案第 27 号「川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 341 万 3000 円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 2837 万 8000 円とするものです。一般会計繰入金 341 万 3000 円は、第 3 中継ポンプ操作盤の更新工事を行うものです。

議案第 28 号「川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第 1 号）」については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 80 万円を追加し、予算の総額を 1391 万 5000 円とするものです。一般会計繰入金 80 万円は、薬注ポンプ修繕を行うものです。

議案第 29 号「川南町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 648 万円を追加し、予算の総額を 1 億 1576 万 8000 円とするものです。一般会計繰入金 648 万円は浄化センター機器の工事を行うものです。平成 15 年 3 月に設置したもので 11 年が経過しており、オーバーホールを計画的に行い、水を浄化して川へ流すものです。

審査の結果、異議なく全員賛成で可決です。

以上で、文教産業常任委員会に付託されました議案についての審査報告を終わります。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第26号 「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第26号 「平成27年度川南町一般会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第27号 「平成27年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号 「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第28号 「平成27年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号 「平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第29号 「平成27年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 請願第1号 「集团的自衛権に関わる法整備に反対する意見書の提出を求める請願書について」を議題とします。

本請願は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○議員（税田 榮君） 報告いたします。請願については、全員賛成で採択すべきものと決定しました。以上です。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告は、採択であります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

請願第1号 「集团的自衛権に関わる法整備に反対する意見書の提出を求める請願書について」討論を行います。

次に、本請願に賛成者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 請願第1号 「集団的自衛権」に関わる法整備に反対する意見書の提出を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

請願の内容は、大きく3点です。

1、「安保関連法案」は憲法違反である。「集団的自衛権」は憲法9条に違反するので認められない。これについては、衆議院の安保法制特別委員会でも参考人（憲法学者、長谷部恭男教授、小林節教授、笹田栄司教授）全員が憲法違反であると陳述しており、この中には与党推薦の参考人も含まれています。また、全国の憲法学者の大半（約200人）が違憲としているのに対し、菅官房長官は「合憲とする学者も10名ほどいる」と答弁しています。

2、この法案が通れば「いつでも、どこでも」参戦する可能性があります。

安倍首相は「後方支援に限られるので参戦しても自衛隊員に危険は及ばない」としている。しかし、「後方支援」というのは兵たん作戦（前線へ武器・弾薬や燃料・食糧・医薬品等を供給する作戦）のことであり、もっとも攻撃対象になりやすい。これに参加する自衛隊員の被害が予想されます。

川南町内でも自衛隊員家族会の方が「法案賛成署名」をもって廻ったが集まらなかった。という話はもっともなことではないでしょうか。

3、戦争放棄は世界への約束である。これを破棄することはアジア諸国をはじめ世界の信頼を裏切ることになる。憲法9条により、日本は戦争放棄を世界に宣言した。これを破棄することになれば、戦後築いてきた日本に対する世界の信頼を大きく損なうことになる。その結果、日本に対する他国の警戒が強まり、ひいては軍事的脅威が強まる恐れがあります。

「安保関連法案」は「戦争法案」として、多くの国民から反対の声が寄せられ、その傾向は日毎に強まっています。

この法案を廃案にすることは、憲法を守ることに繋がり、日本と世界の平和に貢献することになります。国会だけでなく、地方議会からも声を上げることが大切です。議員の皆様のご賛同を心からお願いしまして賛成討論と致します。

○議長（川上 昇君） ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから請願第1号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願は、委員長報告のとおり、決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、請願第1号 「集団的自衛権に関わる法整備に反対する意見書の提出を求める請願書について」は、委員長報告のとおり採択されました。

ここで、日程についてお諮りします。

ただいま、税田 榮議員ほか1名から発議第2号「集団的自衛権に関わる法整備に反対す

る意見書について」が提出されました。

これを日程に追加し、順序を変更して追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、発議第2号を日程に追加し、順序を変更して議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時37分暫時休憩

.....
午前10時39分再開

追加日程第1 発議第2号「集団的自衛権に関わる法整備に反対する意見書請願書について」を議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（税田 榮君） 「集団的自衛権」に関わる法整備に反対する意見書（案）です。

発議第2号「集団的自衛権に関わる法整備に反対する意見書請願書について」その趣旨説明を行います。なお、お手元に配布しております意見書を朗読して提案理由の説明といたします。

「集団的自衛権」に関わる法整備に反対する意見書（案）

内閣は「集団的自衛権」は許されないとする歴代内閣の憲法解釈を突如変更し、これを「容認」という閣議決定を強行したのは周知のとおりです。憲法が時の内閣によって「解釈変更」されることは立憲国家として許されることではありません。

各種世論調査で国民多数がこの法案に反対しているにもかかわらず、日本を「いつでもどこでも戦争できる国」へ変えるため、10数本の法案が通されようとしています。

日本は憲法9条の戦争放棄の規定により、この70数年他国と戦火を交えることはありませんでした。これは再び日本を戦場にしない、再び他国を侵さないという厳粛な反省と決意を憲法という形で世界に公約した結果です。

これらの「安全保障関連法案」が通れば、日本が直接攻撃されなくても「同盟国」が惹き起こした戦争に「後方支援」という形で参戦しなければなりません。戦争では前線で戦うだけでなく、前線へ送られる軍事物資を遮断するため「後方」を攻撃するのは常套手段です。

こんどの法案では自衛隊員が「自分を守るため」だけでなく「任務を遂行」するため武器を使用することが認められています。これらの法案が成立すれば「同盟国」が始めた戦争に日本が加担し自国民と他国民を傷つけることになりかねません。

私たちは戦後一貫して守り続けてきた不戦の誓い、その誓いで築かれた国際的信頼を大切に、武力に頼らず外交により国際紛争を解決することをこそ真の平和主義であると確信し、

いま国会で審議されている「安全保障関連法案」に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月15日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

衆議院議長 大島 理森 殿

参議院議長 山崎 正昭 殿

防衛大臣 中谷 元 殿

宮崎県川南町議会

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終ります。

これから発議第2号 「集団的自衛権に関わる法整備に反対する意見書請願書について」
討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから発議第2号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、発議第2号 「集団的自衛権に関わる法整備に反対する意見書について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました「意見書」の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これにご意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、意見書の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第8 「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました

議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第9 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第10 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成27年第4回川南町議会定例会を閉会します。

おつかれさまでした。

午前10時44分閉会
